

## 予 算 要 求 資 料

令和3年度当初予算      支出科目 款：総務費      項：企画開発費      目：交通対策費

<b>事業名</b> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">新</span> 地域公共交通計画策定事業費
--

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

都市建築部 公共交通課 地域交通係 電話番号：058-272-1111(内 2735)

E-mail：c11134@pref.gifu.lg.jp

**1 事業費**                      **5, 3 4 3 千円** (前年度予算額：              **0 千円**)

<財源内訳>

区 分	事業費	財 源 内 訳							
		国 庫 支出金	分担金 負担金	使用料 手数料	財 産 収 入	寄附金	その他	県 債	一 般 財 源
前年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0
要求額	5,343	0	0	0	0	0	0	0	5,343
決定額	5,343	0	0	0	0	0	0	0	5,343

## 2 要求内容

### (1) 要求の趣旨(現状と課題)

- ・地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の改正により、県が市町村と共同して、地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に資するための地域公共交通計画を作成することが努力義務化された。
- ・今後は、地域間幹線系統確保維持費国庫補助金と地域公共交通計画の連動化が検討されており、補助を受けるためには、地域公共交通計画の作成が必須となる。
- ・県内では25市町村において、単独または共同して地域公共交通網形成計画が作成されている。しかし、市町村単位では、広域的な機能を担う公共交通について全体像の検討を行うことは難しいため、国、県、市町村、交通事業者、道路管理者、警察、公共交通利用者などの代表で構成する法定協議会において検討し、主に広域的な機能を担う公共交通について、まちづくり、観光等と連携した持続可能な地域公共交通を構築するための「岐阜県地域公共交通計画」を策定する。

## (2) 事業内容

以下を行う県の法定協議会に対して、負担金を支出する。

- ・地域公共交通計画について協議するための協議会の開催
- ・地域公共交通計画作成に当たり、県内の現状・問題点、課題の整理を行うための調査業務委託

## (3) 県負担・補助率の考え方

県 10/10

公共交通計画策定事業に対する国庫補助金の補助対象事業者は、法定協議会（国庫補助金：5,294千円）

## (4) 類似事業の有無

無

## 3 事業費の積算内訳

事業内容	金額	事業内容の詳細
負担金	5,343	法定協議会負担金
合計	5,343	

## 決定額の考え方

## 4 参考事項

### (1) 各種計画での位置づけ

- ・「清流の国ぎふ」創生総合戦略
  - ③地域公共交通体系など生活サービスの再編・効率化（地域公共交通の維持と再編）
    - ・県内全ての地域における「地域公共交通網形成計画」の策定を促進し、鉄道とバスの連携強化やバス路線網再編等による運行の効率化等の改善を図り、地域に適した公共交通網の形成を促進する。

### (2) 国・他県の状況

<国>

計画作成と事業実施に対する財政的支援、研修・ガイドライン作成・優良事例の横展開などの人材育成及び情報提供を行う。

<他県>

県が作成主体となる計画を作成済もしくは作成中の府県  
青森県、岩手県、宮城県、福島県、福井県、静岡県、滋賀県、京都府、兵  
庫県、奈良県、鳥取県、島根県、愛媛県、高知県、佐賀県、長崎県、熊本  
県、大分県

### **(3) 後年度の財政負担**

以下のスケジュールで、地域公共交通計画を作成し、事業を実施するための負担が必要である。

令和4年度 地域公共交通計画（案）作成

令和5年度以降 地域公共交通計画に記載した事業の実施、事業評価、必要に応じて計画の見直し

### **(4) 事業主体及びその妥当性**

県が市町村と共同して、地域公共交通計画を作成する必要がある。

# 事業評価調書（県単独補助金除く）

新規要求事業

継続要求事業

## 1 事業の目標と成果

（事業目標）

・何をいつまでにどのような状態にしたいのか

令和3年度に行う調査の結果を活用し、基本方針、目標、目標実現のための施策等について法定協議会で協議し、令和4年度中に県が主体となって地域公共交通計画を作成する。これにより、地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保を目指す。

（目標の達成度を示す指標と実績）

指標名	事業開始前	指標の推移		現在値 (前々年度末時点)	目標	達成率
	(H )	(H )	(H )	(H )	(H )	%
	(H )	(H )	(H )	(H )	(H )	%

○指標を設定することができない場合の理由

目指すべき目標は、地域公共交通計画の記載項目であり、協議会で検討していくものであるため。

（前年度の取組）

・事業の活動内容（会議の開催、研修の参加人数等）

（前年度の成果）

・前年度の取組により得られた事業の成果、今後見込まれる成果

## 2 事業の評価と課題

（事業の評価）

・事業の必要性（社会経済情勢等に沿った事業か、県の関与は妥当か）

○：必要性が高い      △：必要性が低い

<p>(評価)</p> <p>○</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の改正により、県が市町村と共同して、地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に資するための地域公共交通計画を作成することが努力義務化された。</li> <li>・今後は、地域間幹線系統確保維持費国庫補助金と地域公共交通計画の連動化が検討されており、補助を受けるためには、地域公共交通計画の作成が必須となる。</li> </ul>
<p>・事業の有効性（指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか）</p> <p>○：概ね期待どおりまたはそれ以上の成果が得られている</p> <p>△：まだ期待どおりの成果が得られていない</p>	
<p>(評価)</p>	
<p>・事業の効率性（事業の実施方法の効率化は図られているか）</p> <p>○：効率化は図られている      △：向上の余地がある</p>	
<p>(評価)</p>	

(今後の課題)

<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業が直面する課題や改善が必要な事項</li> </ul> <p>地域公共交通計画の作成に当たっては、市町村、交通事業者等との調整が必要である。</p>
--

(次年度の方向性)

<ul style="list-style-type: none"> <li>・継続すべき事業か。県民ニーズ、事業の評価、今後の課題を踏まえて、今後どのように取り組むのか</li> </ul> <p>以下のスケジュールで、地域公共交通計画を作成し、事業を実施する。</p> <p>令和4年度 地域公共交通計画（案）作成</p> <p>令和5年度以降 地域公共交通計画に記載した事業の実施、事業評価、必要に応じて計画の見直し</p>
---

(他事業と組み合わせて実施する場合の事業効果)

<p>組み合わせ予定のイベント又は事業名及び所管課</p>	
<p>組み合わせる理由や期待する効果 など</p>	